

熊本地震で被災された方について、平成29年3月1日以降も引き続き、介護サービスに係る利用料は免除となります。

- 免除期限は、平成29年9月30日までです。
- 窓口での利用料の支払いを免除する際には、熊本県内の市町村が発行する被保険者証等及び免除証明書の確認が必要となります。

(有効期限欄に「平成29年2月28日まで」と記載されている免除証明書でも、引き続き平成29年9月30日まで、使用することができます。)

(熊本県以外の介護サービス事業所においても同様です。)

免除となるのは、以下の(1)(2)の両方に該当する方です。

- (1) 熊本県内の市町村の介護保険にご加入の方
- (2) ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をされた方
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

- なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

- 証明書の発行に関しまして、ご不明な点があれば、各市町村にお問い合わせ下さい。